

早いもので今年も残り2ヶ月となりました。
 今年やり残したことがないか振り返りつつ、
 弊社は年末調整業務に突入です。

TEL 043-241-6121
 FAX 043-243-3430
 URL <http://www.osmk-ohb.co.jp>
 令和3年11月1日
 代表社員 石 田 洋 祐

● **年末調整のご準備を**

今年も年末調整の計算に関わる改正はなく、形式面・手続き面での改正のみとなっております。年末調整対象者からの各種年末調整様式・保険料控除証明書などの回収は11月中に完了させしっかりご準備ください。弊社に年末調整をご依頼の皆様は各担当者と作業スケジュールについてお打合せください。

● **iDeCo の一時金を受け取った場合の退職所得の計算の落とし穴**

iDeCo（個人型確定拠出年金：イデコ）は確定拠出企業年金法に基づいて実施されている私的年金制度ですが、公的年金の支給年齢が遅くなり将来の給付が不安視される中、個人で老後への準備する方法として認識されるようになってきており、すでにiDeCoを利用されている方や利用を検討されている方もいると思います。

iDeCoはその「掛金支出時」「運用益」「給付時」のそれぞれで税制上の優遇措置が講じられています。

(iDeCo のメリット)

掛金支出時	支出額を所得から控除出来る
運用益	非課税
給付時	一時金受取り：退職所得控除適用 （一定額を一時金から控除できる） 年金で受取り：公的年金等控除適用 （一定額を年金から控除できる）

税制上のメリットが大きいiDeCoですが、現在勤務している会社の退職金より後に受け取るか先に受け取るかで有利不利が生じてしまいます。iDeCoを年金で受け取ったり、退職時期をずらしたりするなど有利な方法を選択するようにしなければ

税務メリットを活かしきれませんので注意が必要です。

● 勤続期間と掛金拠出期間の重複期間が落とし穴

・ iDeCo 一時金受取の場合の所得計算

$$(退職手当等の収入金額 (iDeCo 一時金) - \boxed{\text{退職所得控除額}}) \times 1 / 2$$

(退職所得控除)

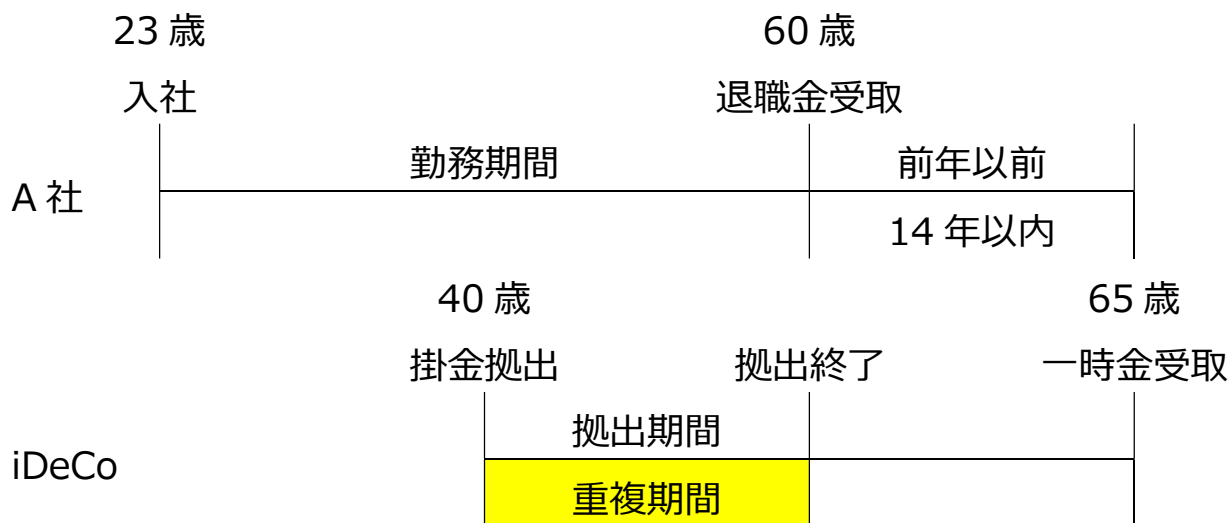


勤続 20 年以下	40 万円×勤続年数
勤続 20 年超	800 万円 + 70 万円×(勤続年数- 20 年)
※最低 80 万円	
下記①②の場合、重複期間を勤続年数から控除する	

(重複期間を控除しなければならないケース)

① 退職金より前に一時金で受取り	退職金受取りの前年以前 4 年以内に iDeCo 一時金受取りの場合に退職所得控除額に制限
② 退職金より後に一時金で受取り	iDeCo 一時金受取りの前年以前 14 年以内に退職金受取りの場合に退職所得控除額に制限

(例：②のケース) iDeCo 一時金を 200 万円受け取った場合



計算：(200万円 - ※80万円) × 1 / 2 = 60万円

※重複期間があるため 20 年 (60 歳 - 40 歳) の勤務期間はカウントされず最低額